

平成22年5月26日

保護者 各位

米子北高等学校
校長 門脇 由己

高等学校等就学支援金の加算について

新緑の候、保護者各位には平素、本校の教育振興にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、今年4月から国の就学支援金制度がスタートいたしました。就学支援金は、**月額9,900円（年額118,800円）**を基本とし、保護者の所得に応じて、下記の条件に該当する場合には届出により加算されます。

4月～6月分は20年分課税証明書にもとづき加算対象の可否を審査し、申請いたしておりますが、7月分～3月分は21年分課税証明書によってあらためて審査いたします。

つきましては、現在課税証明書を提出された方で、7月分以降も引き続き加算要件を満たす場合と新たに加算要件に該当する方は、市町村の発行する21年分証明書（世帯全員）（ほとんどの自治体は6月1日以降発行）を**6月10日（木）**までに、担任を通して、本校事務室までご提出ください。

記

①両親とも市町村民税の**所得割額**が**非課税**の場合

（年収約250万円未満程度）

就学支援金額 **月額19,800円** **年額237,600円**

②両親の市町村民税の**所得割額**の**合算**が**18,900円以下**の場合

（年収約250万円～350万円未満程度）

就学支援金額 **月額14,850円** **年額178,200円**

注) 保護者が両親以外の場合はその者の所得による。

注) 年収はおおよその目安であり加算の判断は**市町村民税額**による。

注) ①について本校は**月額17,000円**が上限となります。

（月額納付金のうち授業料部分は17,000円のため）

注) 特奨生等で、**授業料が減額**されている場合は、対象になりません。